

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年9月11日（水）午後4時08分～午後5時05分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○議題

- 1 議会図書室について
- 2 その他

午後4時08分 開 議

（小松良行委員長）複合市民施設に関する調査特別委員会を再開します。

初めに、議会図書室の管理運営規程についてを議題といたします。

前回、皆様には令和5年6月の委員長報告から管理運営規程策定の必要性についてご確認いただいているところであります。

正副委員長としましては、委員長報告のとおり、管理運営規程等について策定する必要があるという考えであります。この方針でよろしゅうございましょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長）ありがとうございます。それでは、管理規程等に関しては策定することとし、当委員会で協議、策定してまいりたいと思います。

次に、議会図書室の位置づけと本市議会図書室の現状について、まず事務局より説明をさせますので、お聞きください。

（議事調査課調査係長）本日皆様のサイドブックスのほうに上げております資料1の議会図書室の機

能強化に向けた取組についてをご覧いただければと思います。ここで、改めて議会図書室についての位置づけとなりますけれども、議会図書室は地方自治法の規定によりまして、議会の調査活動の要として設置が義務づけられているものでございます。また、福島市の議会基本条例では、議員の調査研究に資するため、図書の充実、適正な管理運営、機能強化に努めるものとされております。

それを踏まえまして、現在の議会図書室の現状でございますが、2番に記載してございます議会基本条例に規定しておりますけれども、現状は仮の図書室ということで、利用等についてもあまり実績がないような状況となっております。つきましては、新庁舎移転に際しまして、新たな議会図書室の設置に伴う図書室の運営等についてご検討いただければと思います。

（小松良行委員長） それでは、議会図書室の管理運営について具体的な検討に入っていきたいと思えます。

議会図書室の管理運営に関する確認事項をご覧いただきたいと思えます。では、1つずつですけれども、1番、次のページ、2番、3番とございますが、管理運営について、団体貸出しについて、管理運営組織の設置についてということで、1つずつ確認してまいりたいと思えます。

事務局のほうでご説明願います。

（議事調査課調査係長） まず、管理運営につきましては（1）から2ページの（6）まででございます。まず、この（1）につきましては、ただいまご協議いただきましたように、管理運営規程の策定ということでございます。こちら市の例規検索システムでの検索によりますと、中核市62市中48市において市議会図書室に関する規程が作成されている状況でございます。

これを踏まえまして、方針案といたしましては、本市においても図書の適切な管理運営を行うために、図書室管理運営規程を策定するものとするものでございます。

（1）については以上でございます。

（小松良行委員長） ということで、1つずつ確認をしていきたいと思うわけでございますけれども、ご質疑のある方はお述べいただきたいと思えます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長） では、この方針について説明した事項についてはそのようにご異議なしと認め、次の市民利用について、また事務局から説明ください。

（議事調査課調査係長） （2）の市民利用についてでございます。令和5年6月の委員長報告におきまして、市民の皆様にご利用いただくために、管理運営規程により適切に管理を行う必要があると報告がなされております。

他市においては、この市民利用の規定につきましてはおおむね次の3つに分類されるものでございます。①番、市民が利用することができる。②番、議長が認めた場合は一般にこれを利用させることができる。③番、議員の利用に支障のない限り、議会関係者及び職員に利用させることができる。この規定の場合ですと、市民の利用は不可ということでございます。

こちらおおむね次の3つの分類におきまして方針の案といたしましては、議員の利用に支障が生じないよう議長が認めた場合に利用を可とする方針の案でございます。

(2)の市民の利用につきましては以上でございます。

(小松良行委員長) ただいま説明した事項について質問、ご意見などありましたらお述べいただきたいと思います。

(後藤善次委員) 進め方の確認だったのですけれども、今みたいに選択肢が①、②、③というのがあるって、方針案ということで、こんなことでどうだろうかということでこれを出していただいたと、そういうふうの一つ一つやっていくということですか。

(小松良行委員長) そのようでございます。説明が不十分で大変申し訳ございませんでした。

(後藤善次委員) ちなみに、③の議会関係者というのはどんな方を指すようになりますか。

(議事調査課調査係長) こちら具体的に申し上げますと、山形市のものになるのですけれども、議会関係者というのは議会事務局を含めてという形になってございます。そして、議会関係者の中に市の議会事務局職員、また職員ということで規定してございます。

(後藤善次委員) 要するにここで言っている職員には議会事務局が入らないで、ここに議会関係者という項目を出したということ、そういうことだね。

(議事調査課調査係長) さようでございます。

(村山国子委員) 市民利用をできるようにしたほうがいいなってずっと思っていたのです。いざ控室とかというふうな階にあるということで、セキュリティを強化していくというふうになっているのですか。市民の出入りできるところはエレベーターと西側の階段というふうになっていて、議会図書室というのが東側のほうなのです。市民利用をやってみんなにも使ってもらいたいという気持ちはあるのですけれども、セキュリティを強化していく中で、何か難しくなってきたって、そういう感じがするのです。気持ちとしてはやっぱりお子さん連れとか来たときに絵本あるかどうか、絵本はないかもしれない。ちょっとなかなか行けない人がやったりとか、あと今図書館が、前だったらば中央学習センターと隣接していてすぐ使えたけれども、今ここには図書室というのが近くにないのですか。それを考えれば、本当に市民の皆さんも使っていただきたいと思うのですけれども、この4階の造りの関係上どうなのかなってちょっと思うところがあります。私の感想です。

(後藤善次委員) 改めて4階、図書室があるフロアを見ると、市民利用としていて、しづらい位置にあるのではないかというご意見をいただいてしまうのではないかということもちょっと危惧されるなと思っていました。

(沢井和宏委員) 今村山さんがおっしゃったような利用の仕方というのは、私思うに、私個人の意見ですけれども、市民センター部分に図書コーナーみたいな、そういうところがあって利用するものであって、議会の図書室というのは議会に関する資料を調べたいという、そういう市民の方の利用のためにあるべきなのかなと思います。

(村山国子委員) ここに図書室があって、市民の人が出入りするとすると、職員の皆さんの負担がすごく重くなると思うのです。来客あった場合には必ず言ってくださいよという感じでないですか。そうしたら、図書室に入っている間どうするのだって、こうなるのかなって、職員の皆さん、事務局の皆さんの負担が重くなるのかなという気はします。

(小松良行委員長) 開かれた議会ではあるものの、制限付きの開かれたというふうな部分で、あとは他市の市民の利用状況など、過日我々も視察に赴いた際にお尋ねしましたけれども、ほぼないというふうなことも聞き及んでおところで、そうしたことから、閉ざすということではなく、議長が認めた場合に利用を可とするということで、市民の利用も可能ですよという範囲にしたほうがよいかなと。今言った例えば議会開会中にばらばらと何人も来て、図書室を使いたいのですけれどもとかと言われても対応できないといったような向きもあるし、様々な状況下において若干のそうした制約というものも設ける必要が出てくるのかな。そういった意味において、議長が認めたときに利用可とするというふうな方針案ではいかがかというお示しなのでございますが、付け加えて何か事務局からございますか。

(議事調査課調査係長) 山形市のほうの紹介だったのですけれども、市民の利用の方というのがほとんど議場にいらっしゃった方が議会図書室はどういったものかということで見学といいますか、そういった形で利用されるという方が多いというような話は伺っております。

(真田広志委員) 代表者会なんかでもちょっといろいろ話し合ったのだけれども、例えば来客等があったり、市民が議会フロアに入るときには、控室に入れることを原則的には、控室ではなくて、しっかりとした面会室みたいなところに人を通してくださいよというふうに利用規則の中でもなっているのです。要は控室に、例えば来客があるときには必ず議会事務局に申入れして、どこかの面接室みたいなところを使って、それも申入れを入れて、要は市民がフリーでどこかに、必ず横に議員か何かがない限りは今一般の市民の人は入れないことになっているのです。ですので、そこからいくと基本的には図書室の利用であってももし、当然事務局に申入れをするのであっても、利用している間は必ずそこに事務局職員がセキュリティー上いなければいけないので、その辺をクリアできない限りは基本的に市民利用というのはあり得ない。もしくは、議員が横にいないといけないという。川崎なんかでもその辺なかなかちょっと課題だなという話はしていましたよね。そういったことから考えると市民の利用というのは難しいよなというような感じがしています。それで、例えば議長が認めた場合に利用可としたとしても、その間職員か何かはずっと付きっきりになってしまうので、その辺なんかもしっかりクリアしておかないと。

(小松良行委員長) 確かに認めたって。

(真田広志委員) 認めたから、セキュリティー管理上はそのままというわけにいかないですね。ということになってくるのです。例えば本当に控室の使用を、控室に入れるだけでも本当は駄目なんだけど、一般の方々が控室で話をするとき、控室で話をしているのは駄目なのだよというふうに規則上はな

っているのです、議会フロアの使用規程とかによれば。その辺もしっかり考えておかなければならないよねとちょっと思うので。

（小松良行委員長）あくまでも方針、方向性でありますので、規程をつくっていく中で様々な文言が、というのが適当かと。でも、それは今言ったセキュリティー上とかを想定しながらきちんと文言に落とし込んでいかなければならないのですが、あくまで今、現段階では方向性、方針として議員の利用に支障が生じないよう議長が認めた場合に利用を可とするという方針案ではどうかということなのでございますけれども。

（後藤善次委員）この議員の利用に支障を生じないようにという言葉を抜いたらいいのではないですか。要するに職員の方の手が空いているかどうかということも含めて議長がきちんと判断して、それで余裕があるようであれば市民の方に同行してもらってというようなセキュリティー含むということで、議員と限定して書き始まっているのですけれども、職員の方の状況も判断していただくということを加味して、そんな表現にされたらいいのかなと。

（小松良行委員長）ただいま後藤委員のほうからそうしたご提案をいただいたところでありましたが、いかがでしょうか。

（村山国子委員）一応市民も利用できますよという広報はそうなると必要になると思うのです。隠してはおけないので。そうすると、例えば新しい庁舎に行った場合、珍しい、見学をしようかみたいな感じでばらばらばらって来るというときに、それは議長が認めた場合にというと、今日は駄目ですよと言われたら、市民の方、えっ、使えるって書いてあるのに何でみたいになってしまうような気がするのですけれども。

（後藤善次委員）そのときは救援を頼んで。

（村山国子委員）なかなか難しいな。

（二階堂利枝委員）こちらは普通に、予約制とかというのはできないのですか。急には駄目ですよという。

（真田広志委員）事前に申し入れた上でとか。

（村山国子委員）そうやらないと收拾つかないよね。

（二階堂利枝委員）わざわざ結構予約を取って来る人っていないのです。突然たまたまここに来たから、寄っていかうみたいな。

（後藤善次委員）制限をかけるための予約か。

（村山国子委員）でも、本当に予約、そういうふうにしないと、わらわらわらっと来ると大変ですよね。

（川又康彦委員）当局のほうで、視察の際に、利用する際にずっと付きっきりでいなければならないというところもあったし、もう一方のほうは図書館といってもこんなものだから、利用する人も議員にもあんまりいないしみたいな、何もしていないようなところもあったのですけれども、新しくなっ

た際に当局としては、事務局としては付きっきりでいるというのを今想定しているのですか、それともその辺についてはまだこれから考えていかなければならないという感じ。例えば出入口のロック関係についてもどういうふうなのを今想定しているのか、その辺によっても大分変わってくると思うのですけれども。

（議事調査課調査係長）想定といたしましては、図書室ということで、図書室を利用されるということは図書の閲覧をされるというようなことになってこようかと思っております、それでありまして、閲覧簿のようなものに記載をしていただいて、どなたが入ったかというのは確認を取らせていただく必要があるかなとは思っております。ただ、今委員おっしゃったように、仮に閲覧目的ではない、見学という方もいらっしゃれば、そこは職員が同席して川崎市議会のような形で行うかどうかというところは今後検討する必要があるかと考えておりまして、そこに関してはまだ方向性は決まっていないところでございます。

（川又康彦委員）閲覧簿ということは、書いてはもらうけれども、あと開け閉めは市民の方にお任せして、戻ってきたらまた書いてくださいとか、そういうことをするということですか。

（議事調査課調査係長）そういった想定もございますけれども、ただ今の、必ずしも皆様閲覧簿に書かれた方が閲覧というようなところは確約できない部分もございますので、当初の想定として閲覧簿に書いた方が退出される際も閲覧簿に書いて退出というような手続きがあらうかと思っておりましたけれども、ただそれではちょっとセキュリティーの部分で確保が難しいのかなというふうには考えてございます。

（川又康彦委員）そうすると、現段階ではまだはっきり決まっていないということ。

（議事調査課調査係長）その部分に関しては、はっきりとしたところは決まっていない段階でございます。

（川又康彦委員）そうすると、この案で出していただいたこれ以降の部分も含めて、利用についてはこれまで委員会で相当もんできて、市民も利用できるようにしようというところはほぼもう決まったのだと思うのです。それをこれからいろいろ考えると駄目なのではないのみたいな、そういうふうにはならないのではないかなとは思いますが、ここまでの段階であれば私はこのまんまでいいのではないかなと。ただ、そこからどういうふう実際に市民の方を受け入れてやっていくのかというのは、本人確認とか、例えば物がなくなったらどうするのだとか、そういったことの心配になってくる部分だと思いますから、そういう部分について本人確認をどうするのだとか、ではやっぱり付きっきりでやらないと駄目なのではないかと、それはまた次のステップで決めていけばいいのかなとは思いますが。

（小松良行委員長）ただいまの川又委員のご意見いかがですか。議員の利用に支障が生じない云々は特段この方針の主たるところではなく、セキュリティーの関係上、一定程度の制限というのは、これは生じると、これはご理解いただけているものというふうに思いますが、実際の市民の利用について

は、今後この管理運営規程を定めるにあたって、セキュリティの部分についても明らかになってくる中で、想定を進めながらきちんとした管理運営規程へ落とし込んでいくというようなことで、現段階としてはではこういった一定の制限はある、議長が認めた場合に利用を可とするというふうなことで取りあえずは方向性として進めて、皆さんでご承認いただけるのかな。よろしいですか。

（真田広志委員）そういうこともあるのだけれども、今もうこちらでほぼ最終段階での方針を示すわけなのです。おっしゃるとおり、実はセキュリティもどういうふうにやっていくかというのはまだ我々示されていなくて、昨日の代表者会の中でも例えば全ての通路が一般の人が自由に出入りできないようにするでしょうと、それに関しても9月定例会議終了後にその辺が当局から示されるので、まだ確定していないという話だったのです。そもそもセキュリティ計画って今回の複合市民施設に関する調査特別委員会の前の段階からセキュリティ計画どうしていきましようかということで特別委員会の中でずっと議論をしてきて、その回答がまだ来ていない。その段階において、それによってまた方針って多分変わってくるのかなという感じがしていて、いわゆる庁舎のセキュリティ計画自体が分からない中で、この図書館の利用方針というものをなかなか決めるのは難しいよなってちょっと思ったのです。そこの部分は運用規程なんかでこれから細かい部分は定めていくのだというのであればこれでいいのしょうけれどもねってちょっと今思ったところでした。今ここで議論して、こうしていきましよう方針を決めることがどこまでこれから縛りとなってくるのかというところもちょっと今の段階で見えてこないなって正直思いました。

（議事調査課調査係長）おっしゃるように、セキュリティの関係の話になりますと、図書室の場所というのが庁舎の控室を通った場所ということになりますので、そう考えますとセキュリティはやはり考慮しなければならない点だというふうには考えております。そうしますと、セキュリティに関わってくる部分の方針というものに関しては、大枠だけといいますか、市民利用をするかしないかというようなところをまずお決めいただいて、その運用というところに関しては、さらに具体的な方針というのは必要になってこようかと考えております。

（真田広志委員）大枠だけ決めておいて、あとはそこでという、ちょっと順番が、タイミングが悪かったなとちょっと思ったもので。

（根本雅昭委員）方針案を決めるとすると、議員の利用にという部分、今まで話を聞いていて、議会運営に支障が生じない限りとか、そういう議会運営であれば全てが含まれるのかなというふうに感じました。議会運営、何か持っていかれてしまったとか、職員の方が足りないとか、議会中だと私たちは議会で議場におりますので、その際職員の方がいないという理由にもなるかなというところで、議会運営という文言が適切なのかなと感じましたので。

（小松良行委員長）いかがですか、ただいまの根本委員のご意見。いいですね。確かに議員というよりも議会運営に支障が生じないようにというふうなことで文言修正だったら現段階では市民利用についてよいのではないかな。まだ様々な不確定要素はありますが、取りあえず方針というか、今想定で

きる範囲内で方針を決め、今後しっかりとした管理規程を策定する段階にあたって、セキュリティーなどもしっかり分かってくる、明らかになってくると思いますので、その中でまたしっかりと議論していけばよいかというふうにも思いますから、現段階での方針案というようなところでは、ただいまご意見いただきました議会での支障が生じないというふうなところのくだりでいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（村山国子委員）議長が認めた場合ってなると、議長が出張とか不在とかというときには困るのかなって。

（後藤善次委員）それは副議長。

（小松良行委員長）副議長が代理する。

（後藤善次委員）そのための副議長だから。

（村山国子委員）議会運営に支障が生じない場合、利用可とするのほうがすすきりするかなと。

（小松良行委員長）そのように、そうですね。村山委員おっしゃったように、議長ということを特定しないほうがもうちょっとハードル下がるというふうなところでしょうか。

（真田広志委員）細かいところでいうと、議会の控室だったりというものは議会活動に資するもの並びに議員活動に資するものも含めてのものでして、今の段階でこれを出されるとなかなかちょっと、特別委員会の中での方針というのは、変更できないのです。難しいと思うのです。極端な話、なぜセキュリティーの話がセキュリティー計画の中で出てきたかという、最近議会活動、議会中にもいろんな方々が傍聴に来たりとかして、そのたびに例えば警察のOBの方がずっと張りついて立ち会うような方もいらっしゃるではないですか。それと、例えば議会の図書室、今度例えば座って落ち着けるような場所もある。涼しいし。毎日来たときに許可しない理由って基本的にないのです。議会活動に支障がない限りは、議長は許可しなければいけないというふうに解釈ができなくもない。そういったときに性善説に立つのか、どこに立つのかということをもうちょっと考えていかなければいけないのだろうけれども、そこに深読みしていったときに、議会活動に支障がない限りはそういった方々の入室というものを認めていかなければいけないのだよねということになってくると、そうやってくるとずっと人が付きっきりになっていかなければいけないしということにならないのかなというのがちょっと思ったところです。あとは規則の中で。

（川又康彦委員）先ほど村山委員から議長の話がありましたけれども、可否の判断では誰がやるのだと、誰が責任をどう持つのかという形になった際には、では事務局長にやってもらうのかという話になってしまうわけで、それはやっぱり議長というふうなのが必要だと私は思います。

（真田広志委員）そのために副議長も、権限代行者って必ずいるので。

（小松良行委員長）必ず管理者は誰なのだとすることでその次に出てまいりますけれども、やっぱり言わなければ。

セキュリティーのそういった関係や、また利用の範囲等々について、今後議論を交わす中において

この管理規程をつくっていく、文言に落とし込んでいく中できちんと整理する、また当然セキュリティーに関しては徐々にこれから明らかになっていくところもあると思うのですが、整合性を見ながら判断はしなければならないものとは思いますが、議会に支障が生じないよう議長が認めた場合に利用を可とするというような方向性でいかがかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。では、そのようにいたします。

次に、職員の利用についてご説明をお願いします。

(議事調査課調査係長) 市職員の利用につきましては、市勢の発展と市民福祉の向上を図るという共通目的の下、議員のみならず、政策形成能力等の資質向上のため、市職員の業務への活用に資するための利用の可否ということでございます。

方針案といたしましては、こちらは議員の調査研究に支障のない範囲において市の職員に利用させるという方針案でございます。

(小松良行委員長) ただいまのご説明についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

(後藤善次委員) どうも私最後の言葉が気になったのだけれども、上と同じで可とするでいいのではないですか。どうでしょう。何か意味あるのですか。させるなんていう言い方がどうも抵抗あって。

(議事調査課調査係長) 職員ということで、議会から見て市の職員には利用させることができますよというようなことで利用させるという文言になっておりますが、こちらは整理の中で整合性をそろえるということであれば、そこは同じような表記にすることは可能であるかと考えております。

(小松良行委員長) 文言の整理上、利用を可とするということでいいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、そのようにさせます。

では、次の管理者についてお願いいたします。

(議事調査課調査係長) (4) 番の管理者につきましては、先ほどの市民利用のところでもございましたように、方針案としては議長を管理者とするという方針案でございます。

(小松良行委員長) では、ご質問、ご意見があればお願いします。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、方針案どおりといたしたいと思います。

続いて、利用時間についてです。

ご説明ください。

(議事調査課調査係長) 利用時間につきましては、こちらは他市におきましては利用時間の規定についてはおおむね次の2つに分類されるものでございます。①番は、執務時間とする。②番は、利用開始、終了時間を明記する。こちら例といたしまして、あくまでも例でございしますが、例えば午前8時30分から午後5時30分とするというような規定の仕方でございます。

これを受けまして、方針の案といたしましては、柔軟な運用とするため、時間は明記せず、執務時間として規定をするということの案でございます。

以上でございます。

(小松良行委員長) 柔軟な運用とするため、時間を明記せず、執務時間として規定するとありますが、ただいまの説明についてご意見、ご質問があればどうぞ。

(沢井和宏委員) この執務時間というのが一般の市民に分かりづらいので、やはりここに時間は明記すべきなのではないかと思います。職員が残っていれば大丈夫なのだって理解されると、それもまた困ったことになるので、やっぱりある程度時間は区切ったほうがいいと思います。

(川又康彦委員) この利用時間については、市民というよりも議員が執務時間といって、職員の方が残っているというので、夜の7時とか8時とか、そういった時間まで図書室として残業時間にずっといられても困ってしまうわけで、ここについてはある程度時間は、私としては9時、5時でいいのではないかなぐらいに考えております。

(小松良行委員長) いかがですか。利用時間をやはり明記すべきだと、当然執務時間ではありますが、括弧して何時から何時とかいうふうなことだとなお分かりいいのかなというふうに思ったりしますか。

(真田広志委員) 執務時間って何を言っているのかなと思いますよね。残業していたら、控室も基本的には職員の正規の勤務時間とするとされているのです。なので、正規の勤務時間というのは残業がないことを想定して、そこまで、控室まで守るのはあれなのだけれども、申合せ事項としてはそういうふうになっているのです。そういったことも考えると、執務時間となってしまうと。ですので、ある程度時間を明記したほうがいい。正規の勤務時間って控室なんかの場合はいうのだけれども、正規の勤務時間って何時まで。

(議事調査課調査係長) 8時30分から午後5時15分まで。

(真田広志委員) 半までする必要はないと思います。5時まで。

(村山国子委員) ばたばたするから、やっぱり短縮したほうがいいです。

(根本雅昭委員) 時間ですけれども、例えば土日、祝日除くとか、そういうのは別ですか。これは時間だけですか。

(村山国子委員) 利用時間だから、そこも書いておいたら、土日除くとか。

(議事調査課調査係長) 執務時間ということで、通常我々の勤務が平日ということになりますので、ここに明記はしてございませんが、平日の我々の勤務時間の中の執務時間、執務をしている時間というようなことで、こちらは土日の休日は想定していないものでございます。

(根本雅昭委員) すみません。ちょっと言葉足りなかったのですが、私②の時間に明記したほうがいいと思ひまして、そうしたら平日のとか、土日、祝日除くとか、そういうことで、そっちに1票というか、何というか。

(小松良行委員長) 大方の皆さんがやはり利用開始時刻を明記すべきではないかといった意見が多いですが、そのようにいたしますか。いいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、事務局、そのように進めてください。

では、次のページになるのかな、図書の分類法についてでございます。

ご説明願います。

(議事調査課調査係長) こちら図書室における図書の分類法につきまして、こちらも他市におきましては、図書の分類法の規定につきましてはおおむね2つに分類されるものでございます。まず、1つ目が日本十進分類法によるものでございます。こちらは日本の図書館で広く使われている分類法であり、類似テーマの本が探しやすいというメリットがございます。2つ目が、②といたしまして独自の分類となります。こちら独自の分類といたしましては、明確に決まったものはございませんが、例えば他市の状況ですと委員会の所管事務ごとの分類であったり、図書の受入れ順に登録番号を付して管理するといった方法でございます。

こちら2つのものを踏まえまして、方針案といたしましては、図書館で採用している分類法である日本十進分類法により分類をするものというものが方針の案でございます。

以上でございます。

(小松良行委員長) 質問、ご意見ございましたらお寄せください。

(川又康彦委員) 私現在の図書館を利用した際に、議会関係のものとか、もしくは市の行政関係のものとかが手前のほうにだあってあって、正直奥のほうというか、そっちの図書館は行ったことないので、分からないのですけれども、現状それ以外はこの十進分類法になっているのですか。

(議事調査課調査係長) こちら以前に他市からの中核市の調査がございまして、そこで申し上げますと、日本十進分類法と独自分類が半分半分の状況でございます。あとは、どういったものを、使いやすさというところから踏まえまして、十進分類法がよいか、また委員会ごとがよいかというところは判断が分かれてくるものかなと考えてございます。

以上でございます。

(川又康彦委員) 今は非常に個人的には使いやすいと思っているのです。手前のほうしか使わないからなのけれども。それが十進分類法になってばらばらになられると逆に困ってしまうと思うのですけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

(議事調査課調査係長) 図書の部分を例えば官公庁が発行しているものととか、一般の図書ですとか、雑誌類というような形にて大枠で分類して、その中で例えば一般図書であれば日本十進分類法、官公物であれば所管ごとといったような大きな区分を行った上で、さらにカテゴリーに分けたものの分類をしていくような形が、そういったものを想定してございます。

(川又康彦委員) 川崎で行ったみたいなの、川崎も入った入り口がそういう感じになっていた。そうい

うことを想定しているということですか。

(議事調査課調査係長) そういったことでございます。

(小松良行委員長) ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) よろしいですか。図書館で採用している分類法である日本十進分類法による分類にさせていただくということでまとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、2番目の図書の貸出し等についてでございます。

係長、説明願います。

(議事調査課調査係長) 2番の団体貸出し等についてでございます。既存のものとしたしまして、まず(1)番が市立図書館のレファレンスサービスを活用するもの、こちらは議員個人の対応となってくるものでございますけれども、こういった図書を探しているというようなことを司書のほうにおっしゃっていただいて、それを基に司書が本をセレクトするというようなものがこの(1)のレファレンスサービスでございます。こちらは既存のサービスでございますので、現在運用しているものでございます。

次に、(2)番は市立図書館が市議会図書室に対して直接図書等を貸し出す団体貸出しの活用でございます。こちらにつきましては、こちらを始めるには新たな規定等が必要となってきたでございますけれども、現行で市立図書館におきましては団体貸出しというものを行っておりますので、活用となればそういったもの、現行の団体貸出しを基に市議会用アレンジした形で運用していくような形になる想定でございます。

(3)番につきましては、将来的なお話となってきますけれども、県立図書館だったりとか大学図書館との連携といったものが、今後の連携を視野に入れていくというような形でございます。

こちらを踏まえますと、方針案といたしまして、委員長報告で言及したレファレンスサービスを活用するなど上記のと通りの運用ということでの方針案でございます。

(小松良行委員長) ご質問、ご意見があればお述べください。

(後藤善次委員) 異議なしでお願いします。

(村山国子委員) 1でいいです。

(真田広志委員) 委員長報告で言及したとあるので、ほかにも何もないと思いますけれども。

(村山国子委員) 異議なしで。

(根本雅昭委員) 異議なしで。

(小松良行委員長) いいですか。ありがとうございます。では、そのようにいたします。

3番目、管理運営組織の設置についてであります。

説明よろしくお願いいたします。

（議事調査課調査係長）3番といたしまして、管理運営組織の設置についてでございます。こちら図書室を管理運営するための組織について、設置している他市の状況はおおむね次の2つに分類されるものでございます。特別委員会による管理運営、協議及び調整を行う場による管理運営というような形でございます。

こちらを踏まえまして、方針案といたしましては、管理運営組織は議員が議会図書室を主体的に運営することを目的といたしまして、内容といたしましては、1つ目が図書等の選択、購入及び処分に関すること、選書会議等が想定されるものでございます。2つ目は、図書室の高度利用、レファレンスサービスなどを行う協議等の場としての設置というものでございます。

また、その他といたしまして、市当局が作成している行政計画、事業の概要、統計資料の収集と体系的な整備、次に新着図書や雑誌目次情報などを掲載した議会図書室情報誌を議員向けに定期的に発行、3番が永久保存となっている会議録の適正管理というようなものがございます。

また、管理運営組織に関しましては、ただいま申し上げました1番、2番の事項等、協議する案件が発生した際に不定期に開催をするイメージでございます。

なお、本日資料2といたしまして、山形市の議会図書室規程と前橋市議会図書室運営委員会規程を掲載しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

以上でございます。

（小松良行委員長）それでは、ご質問やご意見のある方お述べください。

（後藤善次委員）要するに方針案がまた2つに分かれているということですね。後ろのほう。今までは方針案って1つで来たのですけれども、今回はこの1か2を選べということですね。

（議事調査課調査係長）こちらは、運営組織といたしましては1と2の業務といたしますか、役割を記載させていただいておりますので、1か2ではなく、運営組織に関しては1と2を担っていただくような想定でございます。

以上でございます。

（根本雅昭委員）これ方針案の管理運営組織というのは、特別委員会ですとか本市議会だと検討会ですとか、そういった形態は特に定めずに、方針として何らかの管理運営組織を置くというような緩い認識で、緩いというか、厳密には決めずにということよろしいですか。そういう認識で。

（議事調査課調査係長）まず、方針としましては、運営する組織が必要かどうかというところのご判断というふうに考えてはございます。ただ、この複合市民施設に関する調査特別委員会が終了した後のことを考えますと、組織まで言及していただいたほうがよろしいのかというところの部分は判断が分かれる部分かと思っておりますけれども、想定として、判断にとどまるものか、または組織までお決めいただくかというところの2つになってこようかと思っております。

以上でございます。

（小松良行委員長）単独で図書委員会を置くか、あるいは何かの協議等の場と。

(川又康彦委員) 広報委員会とがっちゃんこするなど。

(小松良行委員長) そうということです。不定期ですから。そういうことを考えていく段階。

(村山国子委員) 方針の2番のところがよく分からないのですけれども、上で団体貸出しのところではレファレンスサービスはやるというふうにやって、などを行う協議等の場として設置というのがちょっと。

(議事調査課調査係長) 団体貸出し等となれば、委員会ごとにどういった選書が必要かというような判断も出てこようかと思います。図書委員会とかできれば、例えば常任委員会では所管事務に対してこういった本が必要であるとか、そういったところのレファレンスサービスにあたっての選書をしていただくようなイメージでございます。

(後藤善次委員) この図書の選択、要するにこんなものを買ってはどうかとかというのはどういうふうになるのかな。こんな本が出ていますよというようなアナウンスをしてもらって、ではこういう本があるならばこれ入れてもらえますかというようなことですか。それともこちら側から全く白紙の状態でこんな本を入れてもらいたいのだというようなことを協議するという。本を選択していく過程はどんな感じなの。

(議事調査課調査係長) 他市の状況ですと、あくまでも他市ですけれども、図書委員が各会派から一人ずつ出られていて、その各会派に希望を取って、それを集約して購入しているというようなところもございます。

(後藤善次委員) 定期的ではなくて。

(議事調査課調査係長) それは年に2回開催して、まず春に選書の希望の集約をお願いして、3月に集約の依頼をして、その後6月ないし7月にその選定結果、購入したものを報告するというような形で、年2回というところはございました。

(真田広志委員) 基本に立ち返るのですけれども、今回方針を決めるではないですか。これをどういうふうに今後位置づけていくのかというのは、例えば管理運営要綱が何かつくっていくものの基とするのか、福島市議会として、管理運営方針は方針として持っていくのか、その辺の今後の在り方って全然我々には示されていないのです。何のための方針をつくっているのかというのをまず先に上げないと、我々どこまで今決めていいのかというのが分からないのではないかなと。

(議事調査課調査係長) まず、8月28日に複合を開催したときのスケジュール案ということで皆様にご覧いただいたところで、細かい言及等はないのですけれども、まず今後いただいた方針を具体的な管理規程に落とし込んで、策定までをこの委員会というふうに考えてはありました。

(真田広志委員) 管理規程の要綱みたいなものの中にもうすっかり作り込んでいくための方針なのですね。

(議事調査課調査係長) おっしゃるように、管理規程をこれから作り込んでいくための方針ということでございます。

(真田広志委員)であれば我々が議論していたことに多分、細かいところは細かくまで議論してしまっていたし、大まかな方針は大まかな方針として議論していたし、着地点をどこに置くのかというのが前段で示されない中での議論だったから、多分ばらばらな方向性になっていたのだろうなってちょっと思ったのだけれども、要は最終的には要綱までつくり上げていきますよということなのね。

(議事調査課調査係長)おっしゃるように、最終的には要綱までつくり上げていくと。

(真田広志委員)了解しました。

(後藤善次委員)討論会でもやるか。

(真田広志委員)であれば、ここではすごく大まかな方針だけでいいということだ。

(小松良行委員長)日程はこの間お示ししていたと思うのですが。

(沢井和宏委員)この山形市と前橋市のように、やっぱり図書館運営委員会みたいなのを規定して、それが例えば広報委員会と兼ねるとか、そういうふうになってもいいように一応委員会としてつくるという確認でいいのではないかななんて思うのですけれども、どうでしょうか。

(小松良行委員長)いいですか、そのようなことで。ご異議ございませんね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長)では、方針案どおりということでまとめさせていただきたいと思います。

本日ご協議いただいた確認事項を基に正副手元で内容を整理し、図書室管理運営規程等について次回お示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(川又康彦委員)私も管理組織運営委員会が多分兼任のやつでしかできない、単独のやつとなるとこれ以上、特別委員会これだけあって、それぞれの施策の調査から何々からいろいろある中で、ただがっちゃんこするというふうになると、うちらだけの話ではないので、代表者会なりなんなりでそういった可能性ありますよということは少し委員長のほうから事前に打診しておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小松良行委員長)貴重なご意見として承ります。ありがとうございます。

では、正副からは以上ですが、最後にその他といたしまして、皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長)なければ、本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後5時05分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行